令和８年度

栃木県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修

実施要項

１　目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適切かつ円滑な運営に資するため、一定期間ごとに知識や技術の更新を図ると共に実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図る。

２　実施主体

特定非営利活動法人　栃木県障害施設・事業協会

３　対象者

（ア）　サービス管理責任者実践研修又は、更新研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者もしくは管理者として従事している者又は、指定一般相談支援事業所もしくは指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事している者又は、従事しようとするもの。

（イ）　サービス管理責任者実践研修又は、更新研修を修了後、本研修の受講開始５年間において（ア）の業務に通算して２年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事している者又は、従事しようとするもの。

（ウ）　児童発達支援管理責任者実践研修又は、更新研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者もしくは管理者として従事している者又は、指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として従事している者又は、従事しようとするもの。

（エ）　児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修を修了後、本研修の受講開始５年間において（ウ）の業務に通算して２年以上従事していた者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者又は、従事しようとするもの。

※令和３年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修修了者は、本年度の更新研修を受講しないとサビ児管資格が失効してしまいます。
上記の理由により、今年度の更新研修は、令和３年度更新研修修了者の申し込みを優先しますのでご承知おき下さい。
尚、令和４年度更新研修修了者において特殊事情により受講希望される方は、申し込みフォーム内の受講申込書、配慮事項欄に受講希望理由をご記入ください。（但し、定員を超えた場合は、受講できないこともございます。）

４　期日・開催場所

講義：オンデマンド配信　各回実施日の３週間前に配信
演習：対面

１回目	10 月 28 日（水）	栃木県総合文化センター	栃木県宇都宮市本町１－8
	29 日（木）	栃木県総合文化センター	栃木県宇都宮市本町１－8
２回目	12 月 23 日（水）	栃木県総合文化センター	栃木県宇都宮市本町１－8
	24 日（木）	栃木県総合文化センター	栃木県宇都宮市本町１－8

（定員　各 96 名×2 回　192 名　予定）

５　研修日程

「令和８年度栃木県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修　時間割」のとおり。

6　申込方法

(1) 当協会ホームページ内の研修情報にある「更新研修申し込みフォーム」から仮申し込み（仮申し込み期限は6月１日(月)）を行う。

(2) (1)をプリントアウトし押印、必要書類一式（「実務経験証明書」原本、サービス管理責任者実践研修又は更新研修修了証書並びに児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修修了証書の写し）を添付し、6月5日(金)必着で郵送する事。

（申込期限以降は受理しませんのでご注意ください。手持ち厳禁）

> 【申込先】
> 〒320-8508　栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ２階
> 特定非営利活動法人　栃木県障害施設・事業協会　担当　久保居

【受講要件に係る書類の写しの添付について】

（１） ２回目の更新研修受講者

・サービス管理責任者更新研修修了証書、児童発達支援管理責任者更新研修修了証書
・修了証書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は旧姓と現在の姓がわかる公正証書原本を添付すること。
・申込時点において、サビ児管の職についている方は、指定権者へ提出した変更届の写し（原本証明付き）を必ず提出してください。
・過去５年間の間に２年以上サビ児管の職についていた方は、サビ児管の職についた時点の変更届及び、サビ児管の職を辞した時の変更届の写し（原本証明付き）を必ず提出してください。

（２）実践研修修了後１回目の更新研修受講者

・サービス管理責任者実践研修修了証書、児童発達支援管理責任者実践研修修了証書
・修了証書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は旧姓と現在の姓がわかる公正証書原本を添付すること。
・申込時点において、サビ児管の職についている方は、指定権者へ提出した変更届の写し（原本証明付き）を必ず提出してください。
・実践研修修了後５年間の間に２年以上サビ児管の職についていた方は、サビ児管の職についた時点の変更届及び、サビ児管の職を辞した時の変更届の写し（原本証明付き）を必ず提出してください。

7　受講者の決定及び通知

受講者の決定及び通知は、6月下旬以降順次申し込み事業所宛に「受講(可否)通知書」を送付いたします。

8　修了証書

本研修を修了した者には、特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会による更新研修修了証書を交付します。

但し、次のような場合は、修了証書が交付されませんのでご注意ください。

① 研修時間私語及び居眠り等受講態度が著しく不良である場合
② 開講時間から１５分以上の遅刻又は、１５分以上の途中退出の場合
③ 正当な理由がなく研修スタッフ・係員の指示に従わない場合
④ 演習課題が期日までに提出されなかった場合
⑤ 受講料が納入期限までに納入されなかった場合

9　受講料

１人　20,000 円

振り込まれた受講料につきましては、いかなる理由があろうとも返金いたしません。

10　注意事項

(1)　申込定員を超えた場合

個人での申し込みは優先順位が低くなり受講できない場合がございますのでご了承下さい。

県外からの申し込みはご遠慮ください。

(2)　受講決定の通知時に「受講証」及び「受講にあたっての注意事項等」を郵送しますので必ず確認の上、受講に向けての準備をして下さい。

今回は、対面での研修になります。当日感染症が疑われる症状のある方は、受講を控えてください。

(3)　申し込みに際して質問がある場合は、原則質問書にて FAX 又は、メールにて問い合わせください。（電話での問い合わせはお受けできません。）

(4)　申し込み時において書類の不備があった場合、受講できませんので、添付書類も含め確認してから送付して下さい。

(5)　料金不足で郵送されてきた関係書類・レポート（課題）等の受け取りは拒否いたします。

(6)　送付いただいた申し込み等関係書類の返却は致しません。

(7)　研修に係る書類の送付については、レターパックでの郵送が望ましい。

11　問合せ先

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会　事務局　担当：久保居

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2 階

TEL : 028-678-2943　FAX：028-612-1902

E-mail：kensyu@tochigi-chiteki.org